



消費税率等の経過措置



2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられ、この税率引き上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

ただし、2019年10月1日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れであっても、経過措置が適用されるものについては、旧税率（8%）が適用されることになります。

1. 消費税の適用関係の原則

2019年新消費税は、2019年10月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等並びに2019年施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、2014年4月1日から2019年施行日の前日（2019年9月30日）までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び課税仕入れ等に係る消費税については、なお従前の例によることとされています。したがって、2019年施行日の前日までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、2019年施行日以後に行われるものは、経過措置が適用される場合を除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れ等について、2019年新消費税法が適用されることとなります。

なお、2019年施行日以後に行われる軽減対象資産の譲渡等については、軽減税率が適用されます。

2. 経過措置の概要

内容	適用関係	
①旅客運賃等	2014年4月1日	2019年10月1日 対価受領 入場等
②電気料金等		2019年10月31日 継続供給 権利確定
③請負工事等	2013年10月1日	2019年4月1日 契約 譲渡等
④資産の貸付け		契約 貸付け
⑤指定役務の提供		契約 指定役務
⑥予約販売に係る書籍等		契約 対価受領 定期供給
⑦特定新聞		指定発売日 譲渡
⑧通信販売		2019年4月1日 条件提示 申込 譲渡

※「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。

※⑥、⑦、⑧については、軽減対象資産の譲渡等を除きます。

